



特報

空き家の処分諦めないで！

相続土地国庫帰属制度

相続をした使っていない空き家、そのままにしておく
とどんどん傷むし管理の手間もお金もかかるし、良い
ことなしですよ。そんな時、まずはミーミーセンタース
メバにご相談いただいて「空き家情報バンク」を活
用して欲しいのですが、やはり空き家の状態や立地によ
ってはなかなか手放せず「もう処分できないんじや
ないか…」と不安になってしまうかと思います。「管
理する手間もお金もかかるし、いまずぐに手放した
い！」という方、諦めなくて大丈夫です！「相続土地
国庫帰属制度」をご活用ください。

「相続土地国庫帰属制度」は、相続又は遺贈によって
土地を取得した人が、建屋がある場合には解体して更
地にした後、法務局に申請し負担金を支払うことによ
って、土地を手放して国庫に帰属させることができ
る制度です。申請手数料と10年分の土地管理費相当
額の負担金を納付する必要はありますが、土地を国庫
に帰属することで国の管理となり、日々頭を悩ませて
いた空き家の問題から解放されます。制度を活用した
いは、お近くの法務局までご相談ください！

(地域おこし協力隊 一級建築士 濱野みのり)

申請の流れ

①承認申請

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）によって
土地を取得した人が、法務局に対し、所有する土地を
国庫に帰属したい旨を申請

②法務大臣（法務局）による要件審査・承認

申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多
くの費用や労力がかかる土地に当たらないと判断した
ときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認

③負担金納付

申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

国庫帰属

お役立ち補助金情報

老朽危険空き家除却補助金

空き家の除却に関する補助

老朽化が進み、活用、修繕、管理等が困難な空き家など、
町が行う事前調査で老朽危険空き家と判定された空き家
を除却する場合に、除却にかかる費用の4/5を補助。
(限度額80万円・千円未満切り捨て)

※敷地内の全てのものを解体・撤去し、更地にする必要があります。

条件

町で実施する事前調査で老朽危険空き家と判定された
町内の住宅※

※昭和56年5月31日以前に工事着工され、一年以上使用されていな
い個人の所有する一戸建て住宅で、1/2以上が住宅用途のもの

担当課

下諏訪町 建設水道課 都市整備係
0266-27-1111 (内線244)

詳細



下諏訪町空き家相談窓口

ミーミーセンタースメバ

🏠 下諏訪町 3205-10 10:00~17:00 (火曜~土曜)

☎ 0266-78-9110

✉ akiya@town.shimosuwa.lg.jp

一步が街を灯す

『空』き家になっているけど、
中々一歩踏み出せない ...。」

という方も少なくないのではないで
しょうか。自身や家族が住んでいたか

らこそその思い入れや、経済的負担など、思いとどま
る理由はさまざま。

ミーミーセンタースメバには、下諏訪町への移住に
興味がある方の相談が、多い時期には月に10件以
上寄せられます。その方々は下諏訪町に様々な魅力
を感じて「ここに住みたい!」と求めてくださって
いると同時に、「夜になると街に灯りが少ない」と
いう声もよく耳にします。

空き家が放置され続け街に灯りが無くなっていく
と、地域で生まれ育った若者が流出してしまうだけ



でなく、住民にも不安な気持ちを抱かせてしまいます。

景観を守り人が安心して住める町であり続けるためにも、
次の担い手に繋ぐという選択肢も可能性があるのではな
いでしょうか。

特に空き家を求めている人の中でニーズが高いのは貸家
です。若い人や移住者などは、「いきなり家や土地を買う
のはリスクがあるけど、集合住宅では都会の生活と変わ
り映えがないし ...。」といった理由で、貸家の需要は非常
に高いのですが、供給が不足しています。いずれ空き家
の解体を考えている場合でも、一定期間を誰かに貸せば、
家賃が入り解体費用が貯められますし、建物の老朽化の
防止や街の景観の保存にもつながりメリットは多いです。
放置するよりもまず一歩、ミーミーセンタースメバにぜ
ひご相談下さい。

編集後記

大見山展望台まで走ってきた

上の写真は家から大見山展望台まで走った際の下諏訪岡谷
方面の夜景です。途中から山の中で灯りが全くなき怖くなり
ましたが、展望台から街の灯りを見て安心しました。この
灯りは皆さんのお家の灯り一つ一つが作っ
ています。灯りを見ると寂しさや怖さが和ら
ぎます。みんなが安心して過ごせる町を継
続していけるように、少しでも空き家を減ら
していけたらなと思いました。



地域おこし協力隊
ふじわら隊員

ミーミーセンタースメバ

☑空き家相談 ☑移住相談

御田町商店街にある空き家・移住相談窓口。地域おこし協
力隊が常駐しております。お気軽にご相談ください。

☎0266-78-9110 10時～17時(火～土)

イベントなどで電話が繋がらないこともありますので、ご了承ください。

☎下諏訪町3205-10 ✉akiya@town.shimosuwa.lg.jp

下諏訪町空き家情報バンク

<https://kuguruto-shimosuwa.com/akiya>

